

2017年4月12日

声明 出版労連は「教育勅語」を容認する閣議決定に反対します

日本出版労働組合連合会
中央執行委員長 大谷 充

3月31日、安倍内閣は「教育勅語」を教材として用いることを容認する答弁書を閣議決定し、4月7日、義家文科副大臣も「教育基本法に反しない限り問題ない」などと発言しました。出版労連は、政府によるこのような教育勅語容認の姿勢に断固反対します。

教育勅語は、大日本帝国憲法が公布された翌年、1890年に主権者である天皇が臣民（天皇の家来）に与えたものです。そこには、大日本帝国と皇室を支える臣民を育成するための基本方針が示されており、儒教的徳目を示したうえで忠君愛国を臣民の究極的道德としています。

教育勅語は、天皇制国家の精神的・道徳的支柱としての役割を果たしました。文部省は教育勅語の写しを全国の学校に配付してさまざまな儀式で奉読することを定め、子どもたちは全文の暗唱を強要されました。学校では御真影（天皇・皇后の写真）とともに奉安殿に納めて神聖なものとして扱われ、その内容は修身や道徳教育などの規範となりました。それは朝鮮半島や台湾など日本の植民地教育にも適用されました。国家総動員法など軍国主義政策を正当化することにも大きく寄与したのです。

森友学園問題を契機に、「親孝行や兄弟仲良くなど、教育勅語にも良い部分はある」などという意見が見受けられ、稲田防衛相は「道義国家をめざす教育勅語の精神は、取り戻すべき」と国会で発言しました。しかし、それは明らかな間違いです。教育勅語の意図的な誤読といってもいいでしょう。教育勅語の核心は、親孝行や兄弟仲良くにあるのではなく、「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」、つまり「ひとたび事（戦争）が起これば天皇のために命を捧げ、皇室・国家を支えよ」にあるのです。親孝行や兄弟仲良くなどの徳目は、すべて「以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」につながるのです。長幼の序を基本に、家父長制、長子相続、男尊女卑に満ちた教えに従い、軍国少年・軍国少女が育成され、多くの人々が戦争で死んでいきました。どこをとっても教育勅語が日本国憲法や教育基本法に反しないということはありません。しかも、多様な個性と価値観が認められる現代社会で、親孝行や兄弟仲良くなどということは、国家に規定されるようなものではなく、限りなく個人的な問題です。

戦後、教育勅語が神話的国体観や主権在君の原理に基づいていることは、民主的な平和国家や主権在民を前提とする日本国憲法に違反するとして、1948年、軍人勅諭とともに衆議院で排除、参議院で失効が決議されました。教育勅語の否定は、戦後日本の出発点ともいえるのです。

にわかに浮上した教育勅語容認論は、特定秘密保護法や安保法、共謀罪（テロ等準備罪）などとあわせて憲法改悪と戦争する国に導こうとするあらわれです。人よりも国家が大切であり、自己犠牲が何よりも美しく、命を捧げて国を守る人間になれと説く教育勅語を容認するなどとうていできません。

出版労連は、「教育と教科書に真実と自由を」求めて運動を続けており、安倍政権下での教育の荒廃を前に改めてその決意を強くしています。思想・信条・良心の自由や、「人格の完成」をめざす民主的な教育を実現する観点から、教育勅語の復権を許す政府の閣議決定に断固反対することを重ねて表明します。

以上